

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 前項第3号及び第4号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。

3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第1項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入缺する等の方法によつて補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によつて、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - イ 表示事項の一部の裏面表示
 - ロ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - イ 乗車券類の寸法の変更
 - ロ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - ハ 表示事項の一部の省略又は追加

3 乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもつて印刷する。

- (1) 小児用の乗車券類 「小」
- (2) 学生割引用の乗車券（通学定期乗車券を除く。）
 - イ 旅客鉄道会社線について割引となるもの 「学」
 - ロ 旅客鉄道会社以外の会社線（以下「連絡会社線」という。）について割引となるもの 「社学」
- (3) 割引用の通学定期乗車券
 - イ 第103条第1号の規定によるもの 「小中」
 - ロ 第103条第2号の規定によるもの 「高」

(4) 特別車両定期乗車券

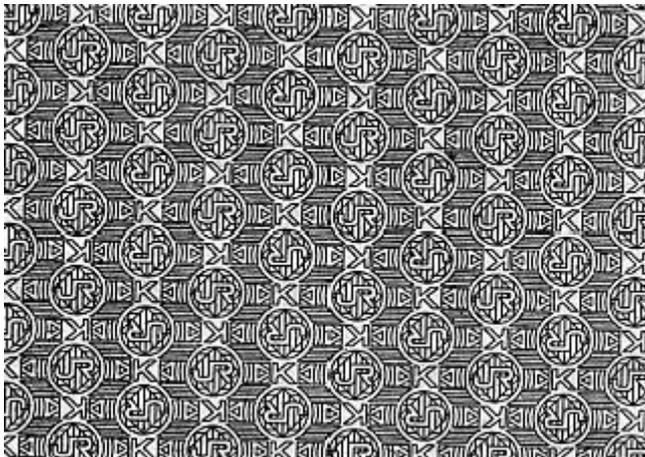
「G」

- 5 普通乗車券と急行券、普通乗車券と特別車両券（急行・特別車両券を含む。）、普通乗車券と寝台券（急行・寝台券を含む。）及び普通乗車券と座席指定券（急行・座席指定券を含む。）とは、それぞれ1枚（連続して1枚としたものを含む。）のものとするところがある。
- 6 新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券又は特別車両券については、新幹線の特別急行券又は特別車両券と新幹線以外の線区に対する特別急行券又は特別車両券を1枚のものとするところがある。また、普通乗車券と当該特別急行券又は特別車両券とは1枚のものとするところがある。
- 7 新幹線ののぞみ号等以外の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券とのぞみ号等に乘車する場合（のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合を含む。）に発売する特定特急券は、共用のものとするところがある。
- 8 新幹線の特別急行列車に乗車する場合の自由席特急券又は特定特急券については、東京発着となるものと品川発着となるものを共用のものとするところがある。

第185条 削除

（字模様の印刷）

第186条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様を印刷する。



（乗車券類の駅名等の表示方）

第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。
- (2) 大都市近郊区間内相互発着及び発着区間の営業キロが100キロメートル以下の乗車券にあつては、発駅名及び着駅名を略図をもつて、また、着駅名を金額をもつて表示するところがある。
- (3) 第86条及び第87条の規定により旅客運賃を計算する場合の乗車券の駅名は、次の例により表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の行程・料金欄の発駅及び着駅については、実際に乗降する駅名を表示する。

(例)

第86条の場合

(和文)

東京都区内
横浜市内・川崎・
鶴見線内

(英文)

TŌKYŌ WARD AREA
YOKOHAMA CITY ZONE

「横浜市内・川崎」又は「横浜市内」と表示することがある。

大阪市内

ŌSAKA CITY ZONE

「大阪市内(南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR倭徳駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。)」と表示することがある。

神戸市内

KŌBE CITY ZONE

「神戸市内(道場駅を除く。)」と表示することがある。

広島市内

HIROSHIMA CITY ZONE

「広島市内(海田市駅・向洋駅を含む。)」と表示することがある。

福岡市内

FUKUOKA CITY ZONE

「福岡市内(姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)」と表示することがある。

第87条の場合

東京山手線内

TŌKYŌ LOOP ZONE

- (4) 前号本文の規定による駅名の表示は、特別補充券等にあつては「都区内」又は「赤羽」の例により簡記し、又は略図をもつて表示することがある。
- (5) 一般式常備普通乗車券及び常備急行券(指定急行券を除く。)にあつては、旅客運賃又は急行料金が2駅以上の着駅又は下車駅に対して同額となる場合は、当該2駅以上を共通の着駅又は下車駅として表示することがある。この場合、着駅名は、「弁天島・新居町ゆき」、「新居町・

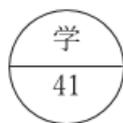
門司 八幡 本庄 本庄
 弁天島から」、「八幡 間ゆき」、「門司 間から」、「高崎・丹荘 間ゆき」又は「丹荘・
 名古屋 京都
 高崎間から」の例により、また、下車駅名は「岐阜羽島」又は「新神戸 間」の例により表
 示する。

- (6) 第88条の規定により旅客運賃を計算する場合の乗車券の駅名の表示方は、「新大阪・大阪から」、
 「大阪・新大阪ゆき」の例により表示する。
- (7) 第184条第8項の規定により発売する場合の特別急行券の駅名は「東京・品川」の例により表
 示する。
- (8) 乗車券類の表示事項は、英文と併記することがある。この場合、着駅名は
 「甲 府 ゆ き」、発着駅名は「東 京 ←→ 横 浜」の例によ
 TO KŌFU TŌKYŌ YOKOHAMA
 り表示する。
- (9) 第57条の3第2項第1号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例に
 より「B」を冠記して表示する。
- (10) 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券（座席未指
 定）」の例により表示する。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第8号に規
 定する記号については裏面）に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。た
 だし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこ
 の表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃・料金を割引するもの
 イ 第92条及び第107条第2号の規定による学生割引
 (イ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの



- (ロ) 連絡会社線について割引となるもの



- ロ 第93条の規定による被救護者割引
 (イ) 被救護者用



- (ロ) 付添人用

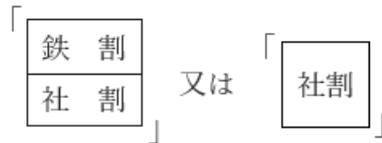


ハ 第74条の3の規定による臨時特殊割引

(イ) 割引率の明らかなもの



(ロ) 旅客鉄道会社線と連絡会社線との割引率が異なるもの又はそのいずれか一方に割引の適用がないもの



(ハ) (イ)及び(ロ)以外のもの



ニ 第103条各号及び第104条各号の規定による定期割引

(イ) 第103条第1号及び第104条第1号並びに第2号の規定によるもの



(ロ) 第103条第2号及び第104条第3号の規定によるもの



ホ 第107条第1号の規定による学生割引



(2) 大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの

イ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの及び大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するもの



ロ 乗車券類発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの

小 又は 小

- (3) 旅客運賃・料金を後払とするもの

後払

- (4) 消費税が免除されるもの

免税
TAX
EXPTD.

- (5) 再交付するもの

再

- (6) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継続

- (7) 普通乗車券、急行券又は特別車両券で有効期間の開始日又は乗車日を発売日後の日とするもの

月 日から有効 ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、
表面には「前」と表示する。

- (8) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

「 証 第 号 」 又は 「 証 第 号 」

- (9) 削除

- (10) 削除

- (11) 第57条の3第7項及び第8項の規定により発売する特別急行券に対するもの

「幹特在特」又は「幹特在特」

- (12) 第57条の5第1項の規定により発売する急行券に対するもの

イ 第57条の5第1項本文の規定に該当するもの

遅れ承知
遅れによる急行料金の
払いもどしはいたしません。

ロ 第57条の5第1項後段の規定に該当するもの

遅れ承知（割引）
遅れによる急行料金の
払いもどしはいたしま
せん。

2 常備式の乗車券類に前項第1号、第4号及び第12号口に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。

第2節 乗車券の様式

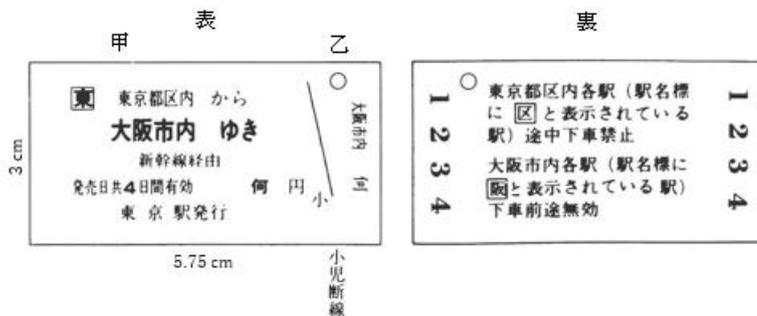
第1款 普通乗車券の様式

（常備普通乗車券の様式）

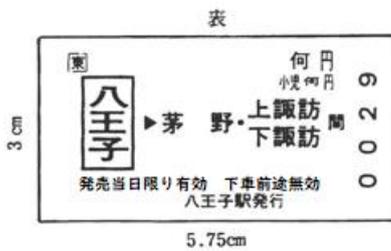
第189条 常備普通乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式大人小児用

イ 一般用

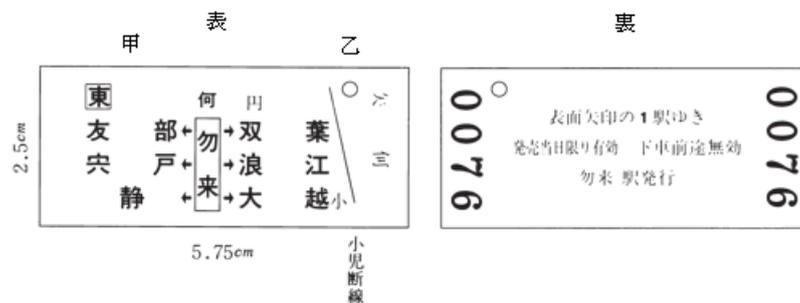


ロ 乗車券類発売機用

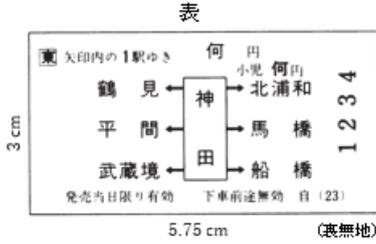


(2) 矢印式大人小児用

イ 一般用



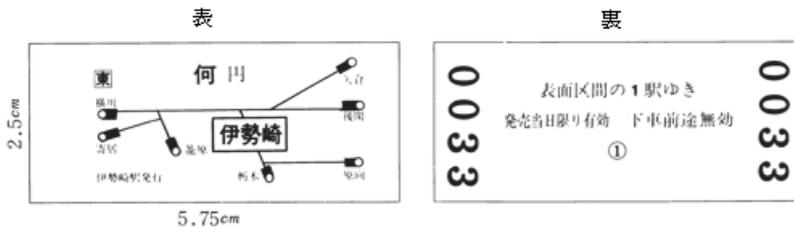
ロ 乗車券類発売機用



(3) 地図式

イ 一般用

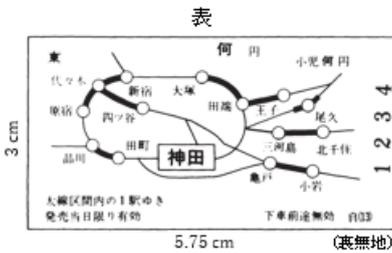
大人用・小児用



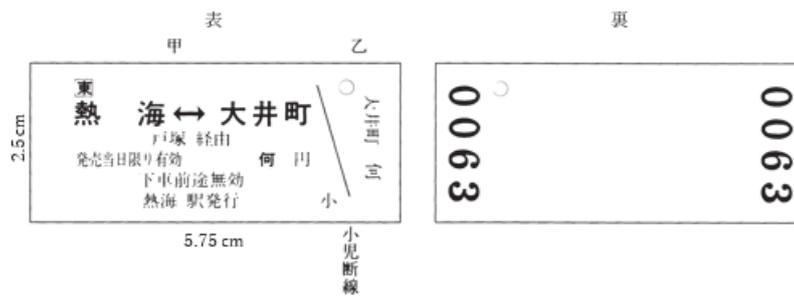
備考 必要により「東」を券面裏面の左方上部に表示することがある。

ロ 乗車券類発売機用

大人小児用



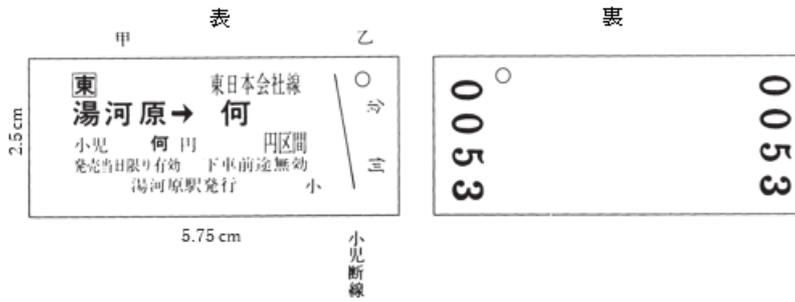
(4) 相互式大人小児用



(5) 金額式

イ 一般用

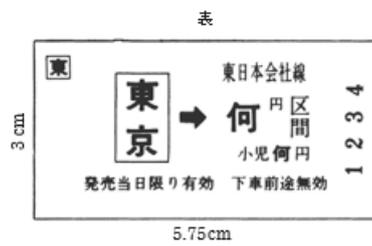
大人小児用



備考 必要により「東日本会社線」を「函南経由」の例により表示することがある。

ロ 乗車券類発売機用

大人用・小児用



備考 必要により「東日本会社線」を「函南経由」の例により表示することがある。

(準常備普通乗車券の様式)

第 190 条 準常備普通乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 着駅準常備式大人小児用

表		裏	
<p>團 辻堂 から 中央線經由 辻堂 駅発行(14)</p>		<p>1 2 3 4</p>	
着駅は 最下段	運賃 円	有効日	小児断線
勝 沼	何	2	甲
長 坂	何	2	
青 柳	何	2	
小 野	何	3	
松 本	何	3	
穂 高	何	3	
南小谷	何	3	
(14) 準乗		何	乙
1 cm		3 cm	
		<p>○ 1 2 3 4</p>	

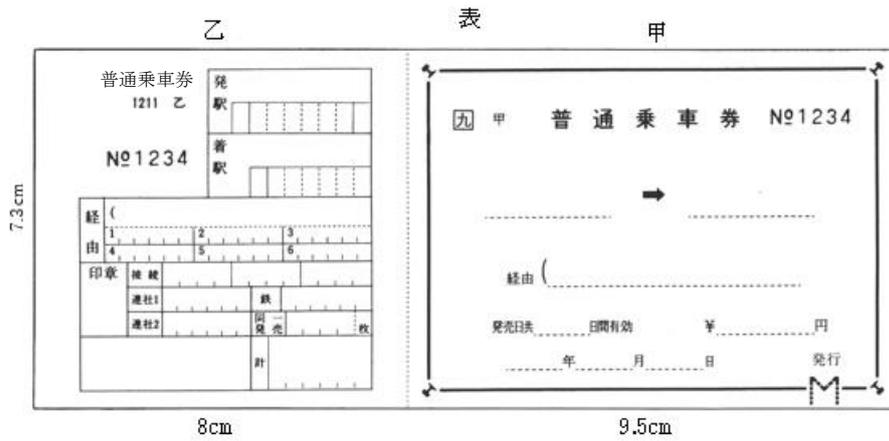
(2) 発駅準常備式大人小児用

表		裏	
<p>團 岩沼ゆき い 東北本線經由 小 岩沼駅発行</p>		<p>1 2 3 4</p>	
発駅は 最下段	運賃 円	有効日	小児断線
白 河	何	2	甲
黒 磯	何	2	
宇都宮	何	3	
小 山	何	3	
大 宮	何	3	
1 cm		3 cm	
岩沼・準乗・い		大	乙
		<p>○ 1 2 3 4</p>	

(補充普通乗車券の様式)

第 191 条 補充普通乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



裏

発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含みます。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含みます。）、神戸市内（道場駅を除きます。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含みます。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除きます。）又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。

(車内普通乗車券の様式)

第 192 条 車内普通乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 金額入録式大人小児用

表

乙 冊 0759-02											
西 普 通 乗 車 券											
明石車掌区乗務員発行											
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
付	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
発 駅			着駅・運賃								
加古川 新西脇			(入録の旅客鉄道 会社線運賃区間 まで有効です。)								
日岡比延											
神野黒田庄			大人			小児					
厄神本黒田			何円			何円					
市場船町口			何円			何円					
小野町久下村			何円			何円					
粟生谷川			何円			何円					
河合西			何円			何円					
青野ヶ原			何円			何円					
社町			何円			何円					
滝野			何円			何円			(記事)		
滝											
西脇市											
・発売当日限り有効 ・下車前途無効											

× ×											

7 cm (裏無地)

(3) 駅名・金額入録式大人小児用

表

東 冊 No.012		No 0035	
甲府車掌区乗務員発行			
発		駅	
沼久保	寄畑	塩之沢	市ノ瀬
落居	声川	小井川	住甲
吉斐			
着		駅	
		月 日	
内船	龜崎	1	1
寄畑	竜王	2	2
井出	酒折	3	3
十島	塩原	4	4
稲子	山梨市	5	5
芝川	塩山	6	6
沼久保	大月	7	7
富士宮	甲府	8	8
源道寺	善光寺	10	10
富士根	南甲府	11	20
入山瀬	甲斐	12	30
堅壠	園母	運賃(円)	
柚木	常永	50	1
富士	小井川	60	2
静岡	東花輪	70	4
草薙	甲斐	80	5
清水	声川	90	10
興津	甲斐	100	15
由比	大月	200	20
蒲原	缺沢口	300	25
富士川	落居	400	30
吉原	甲斐	500	40
原	久那土	発売日共有効	
沼津	市ノ瀬	当日	2日
三島	甲斐	3日	4日
熱海	波高島	経富士	
都区内	塩之沢	由甲府	
都区内	身延	下車前途無効	
都区内	甲斐	東京山手線内	
都区内	大宮	東京都区内	
		割引	小児
		手回り品料金	
		↑ 金額円	2 金額円
		④	
着駅が東京都区内・東京山手線内となるときと同区 間内又は当日限り有効の区間内は下車前途無効です。			
×			×

17 cm

1.5 cm

7 cm (裏無地)

備考 発駅欄に代えて「上り・下り」欄を設けることがある。

(4) 駅名固定式大人用・小児用

表

	西	冊No. 1 2 3	№ 0 0 0 1									
	普通乗車券											
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	付	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8 cm	何	由 当日限り有効 下車前途無効										
	大 阪 ・	↔										鶴 橋 ・
	京橋車掌区乗務員発行											
	西	冊No. 1 2 3	№ 0 0 0 2									
	片道車内乗車券											
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	付	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8 cm	何	由 当日限り有効 下車前途無効										
	大 阪 ・	↔										鶴 橋 ・
	京橋車掌区乗務員発行											
1 cm		×										×
	5 cm (裏無地)											

第 193 条 削除

第 194 条 削除

第 195 条 削除

第 196 条 削除

第 197 条 削除

第198条 削除

第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

表

1箇月 東 通学定期

東神奈川 ↔ 武蔵小金井

南武線経由

年 月 日 から 年 月 日まで

何 円 様 才

.....年.....月.....日 東神奈川駅発行

No 0425

6cm

8.5cm

裏

- (1) 急行列車等特別の料金を必要とする列車に乗車される場合は、急行券等のほか乗車券をお求めください。ただし、別に指定した特急・急行列車の一部区間については、急行券をお求めのうえ乗車できます。
- (2) 送迎の際は、別に入場券をお求めください。
- (3) 証明書は、必ず携帯し、証明書及び定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
- (4) 列車の運行休止により引き続き5日間以上使用できなかった場合は、有効期間の延長等の取扱いをいたします。
なお、連絡定期乗車券については、運行休止となった運輸機関の区間についてもこの取扱いをいたします。
- (5) 券面記載事項にしたがってお使いください。券面記載事項に違反して使用されたり、次のような場合は、不正乗車として乗車券を無効として回収し、その期間の全区間の普通旅客運賃と2倍の増運賃をいただきます。
イ 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき
ロ 券面の表示事項をぬり消し、又は改変して使用されたとき
ハ 区間の連続しない他の乗車券をあわせ使用し、その各券片に表示された区間と区間との間を無札で乗車されたとき
- (6) 不要になった場合は、使用された月数（1箇月未満は1箇月に切上げ）相当の定期旅客運賃と手数料とを差し引いた残額を払いもどします。（払いもどし額がない場合もあります。）
- (7) 有効期間が切れたら直ちにお返しください。

備考 通勤定期乗車券にあつては、裏面の注意事項の第3号を次のように改めたものとする。

(3) この定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。

(2) 特別車両定期乗車券大人用・小児用

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

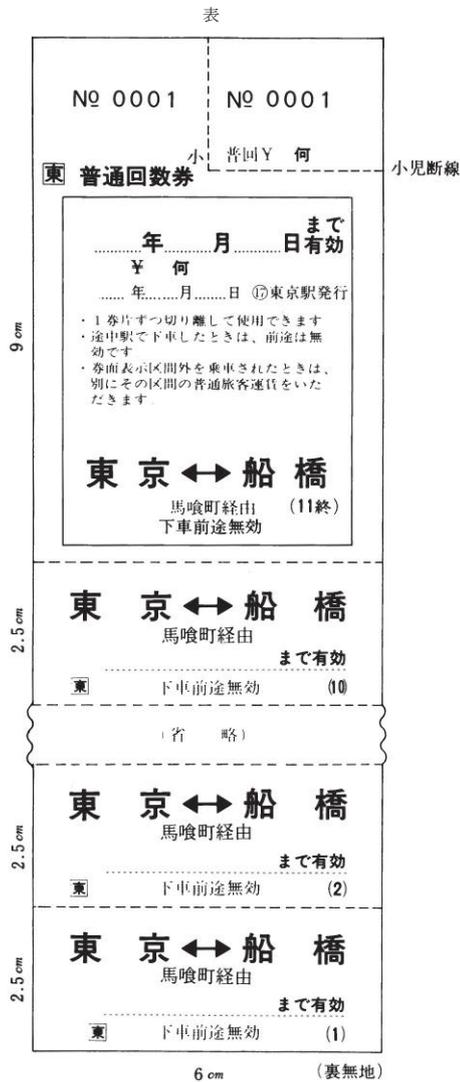
第 202 条 削除

第3款 普通回数乗車券の様式

(常備普通回数乗車券の様式)

第203条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。

一般用



備考 必要に応じ、経路を表示する。

(補充普通回数乗車券の様式)

第 204 条 補充普通回数乗車券大人用・小児用の様式は、次のとおりとする。

表

普通回数券		№1234
(報告用)		
発 駅	東京	着 駅
440101		
経 由		
1 _____ 2 _____		
3 _____ 4 _____		
発 行 駅	東京 440101	印 度
同一発売 _____ 年 月 日発行		

東 普 通 回 数 券 №1234

年 月 日	まで有効
y _____	
年 月 日 東京駅発行	
<ul style="list-style-type: none"> ・1枚ずつ切り離して使用できます。 ・途中駅で下車したときは、前回は無効です。 ・券面表示区間外を乗車されたときは、別にその区間の普通乗車券をいただきます。 	
東京 ↔	
経由(_____) 下車前途無効 (11回)	

東京 ↔

まで有効

Ⓧ 下車前途無効 (10)

省略

東京 ↔

まで有効

Ⓧ 下車前途無効 (2)

東京 ↔

まで有効

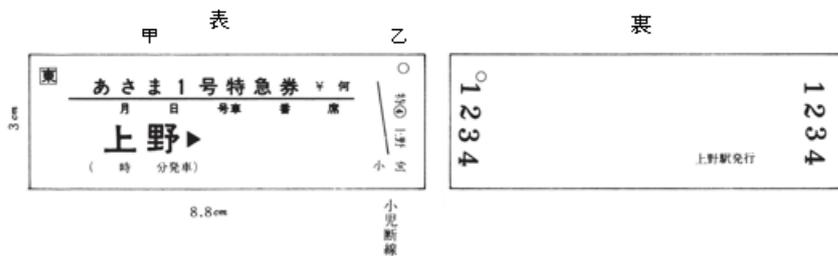
Ⓧ 下車前途無効 (1)

6 cm 火無地

備考 必要に応じ、経由を表示する。

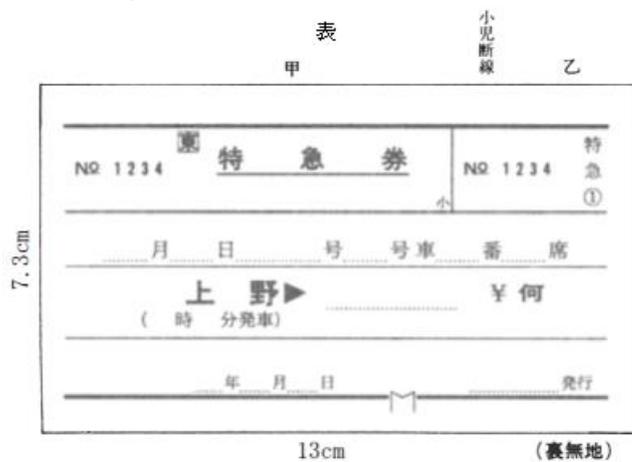
イ 一般用

(イ) 硬券式



備考 必要に応じ、別表第3号に掲げる指定席券を交付し、この様式に記載する内容の一部に代えることがある。

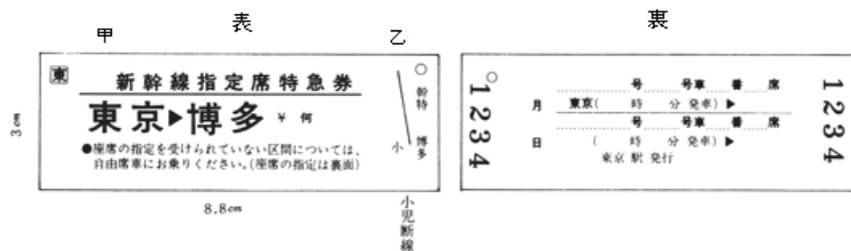
(ロ) 軟券式



備考 (イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

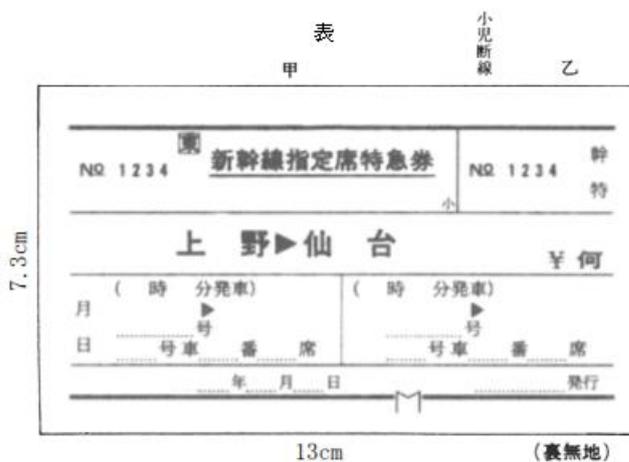
ロ 新幹線用

(イ) 硬券式



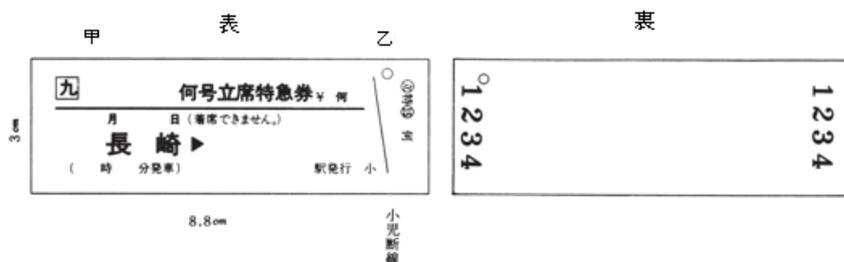
備考 前イの(イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

(ロ) 軟券式



備考 前イの(イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

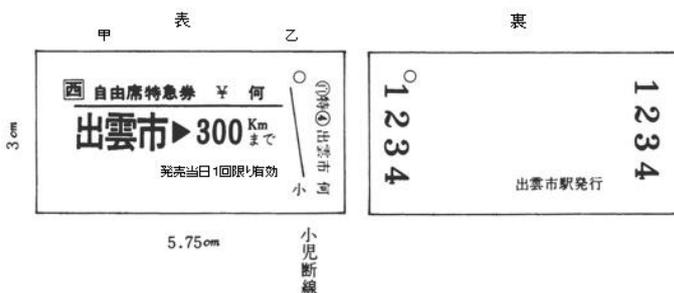
(2) 立席特急券大人小児用



備考 必要に応じ、下車駅名を印刷する。

(3) 自由席特急券大人小児用

イ 一般用



備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

ロ 乗車券類発売機用

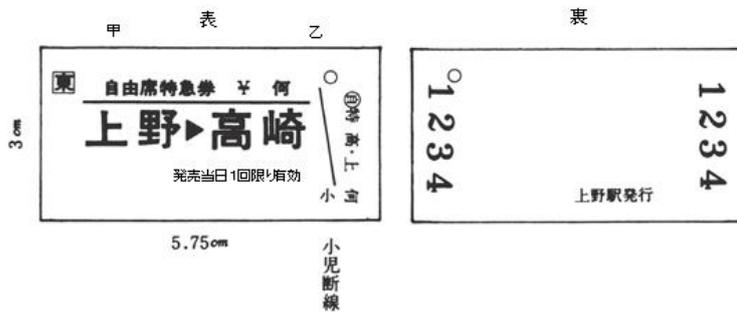


備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

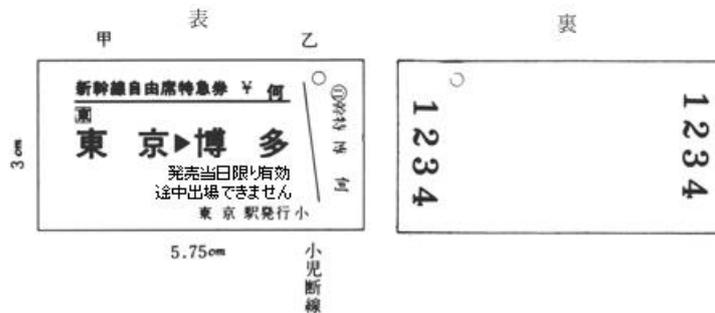
ハ 着駅名表示式

(イ) 一般用



備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

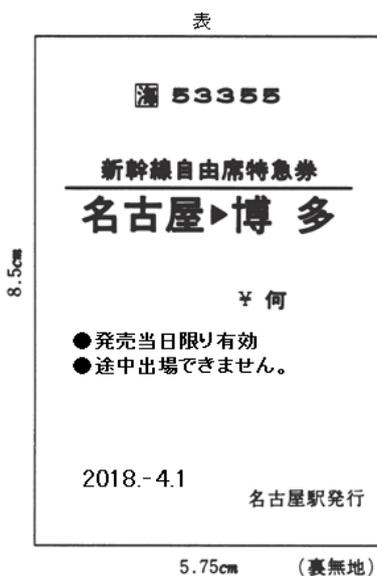
(ロ) 新幹線用



備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。
 (2) 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

(ハ) 乗車券類発売機用

a 大型券売機大人小児用



備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

(注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条第1項第12号に規定する記号は

「遅れ承知・割引」の例により表示される。

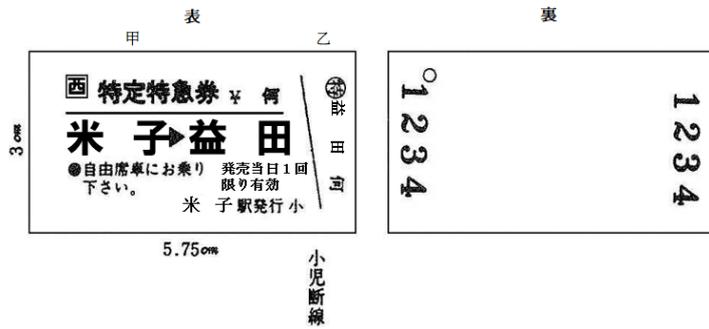
b 一般券売機大人小児用



備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

(4) 特定特急券大人小児用

イ 一般用

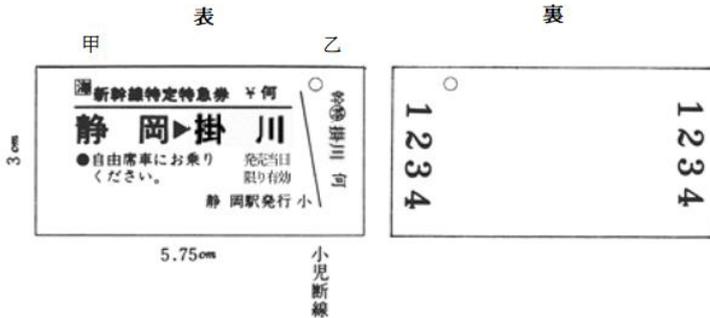


備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。

(2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「何号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。

(3) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

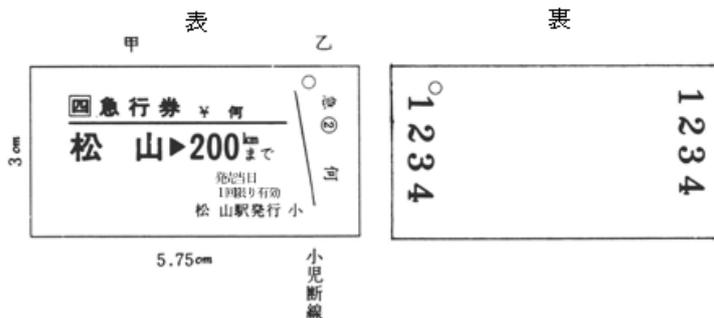
ロ 新幹線用



備考 イの備考第1号及び前号ハの(ロ)の備考第2号は、この急行券の場合に準用する。

(5) 普通急行券大人小児用

イ 一般用



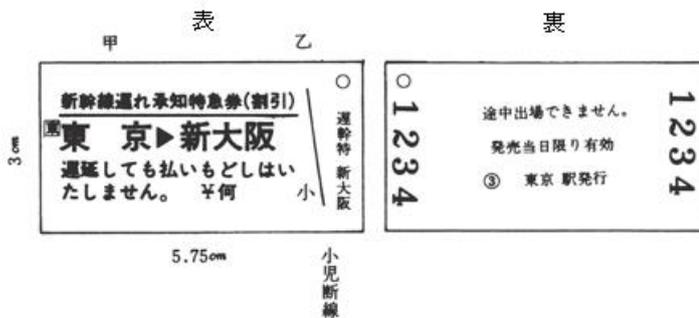
- 備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。
 (2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

ロ 乗車券類発売機用



- 備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。
 (2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

(6) 遅延特約の急行券大人小児用



- 備考 (1) 第4号の備考は、この急行券の場合に準用する。
 (2) 必要により普通急行券の場合は、着駅を「200 km」の例により印刷することがある。
 (3) 必要により裏面の「発売当日限り有効」を「発売当日限り1個列車1回限り有効」と印刷する。

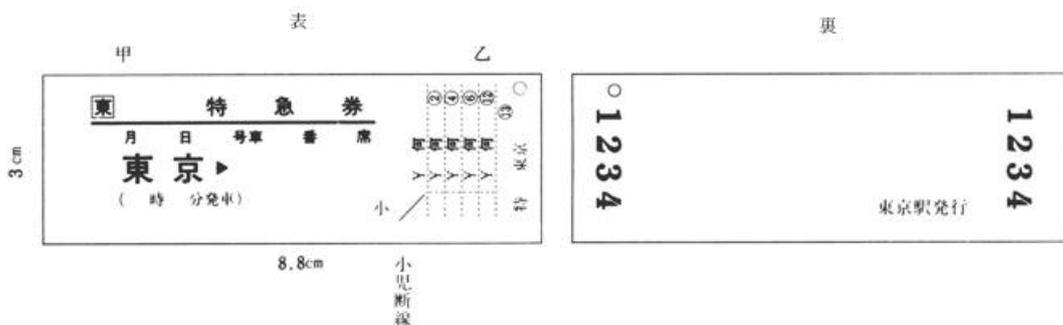
(準常備急行券の様式)

第212条 準常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

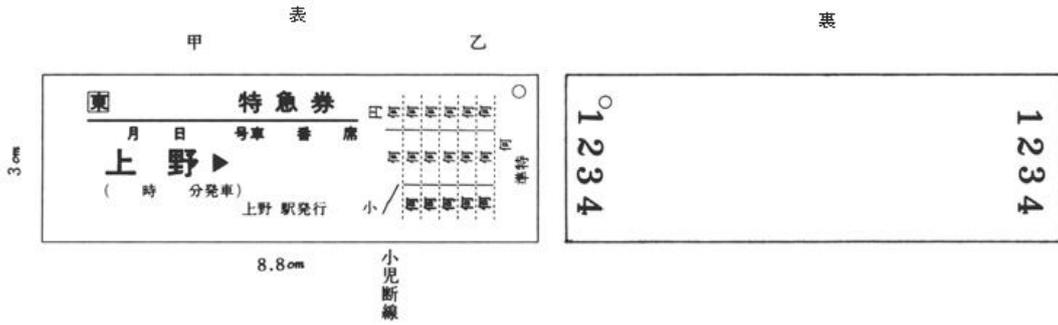
(1) 指定席特急券大人小児用

イ 一般用

(イ) 着駅料金準常備

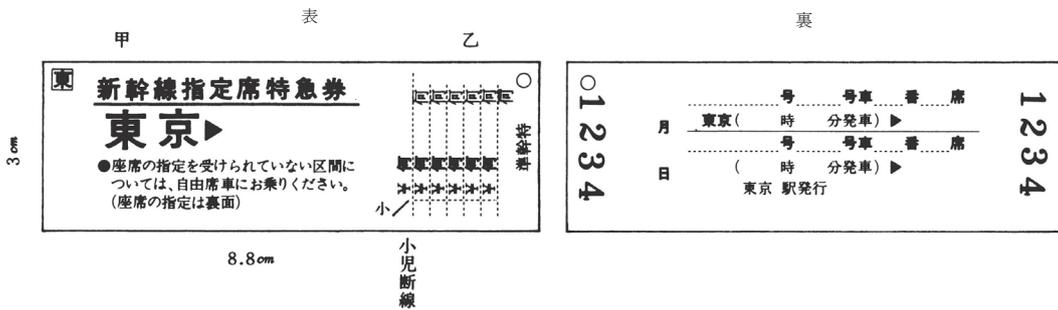


(ロ) 発駅名固定着駅準常備



備考 前条第1号イの(イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

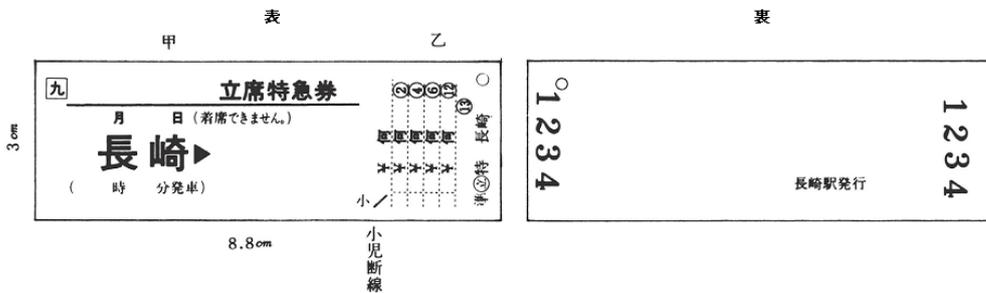
ロ 新幹線用



備考 (1) 前条第1号イの(イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、イの(ロ)を準用する。

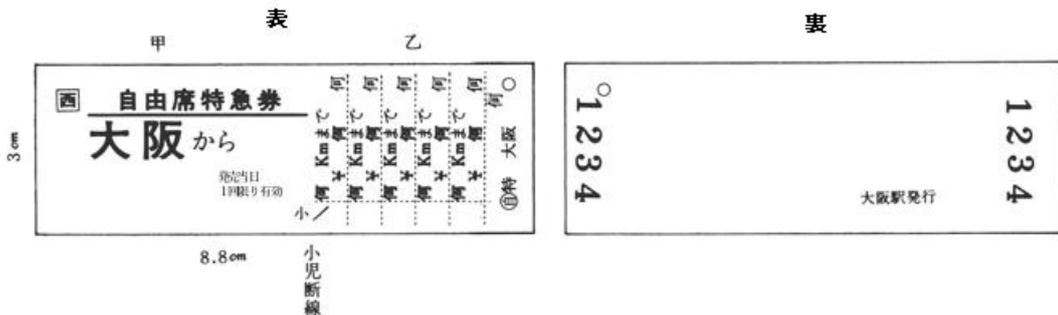
(2) 立席特急券大人小児用



備考 必要に応じ、前号イの(ロ)を準用する。

(3) 自由席特急券大人小児用

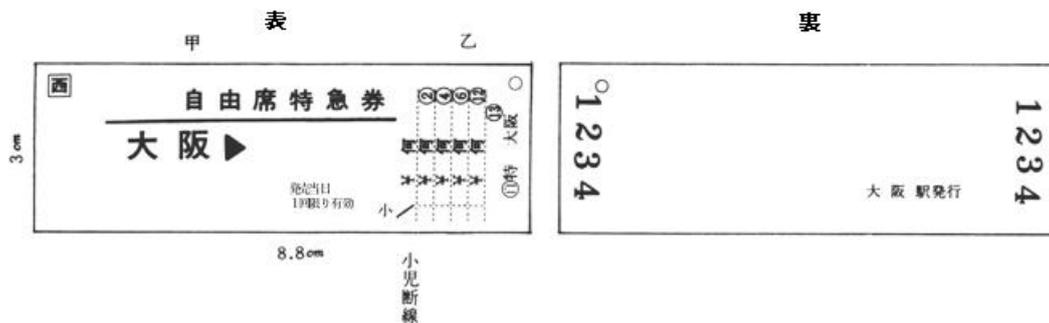
イ 一般式



備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。

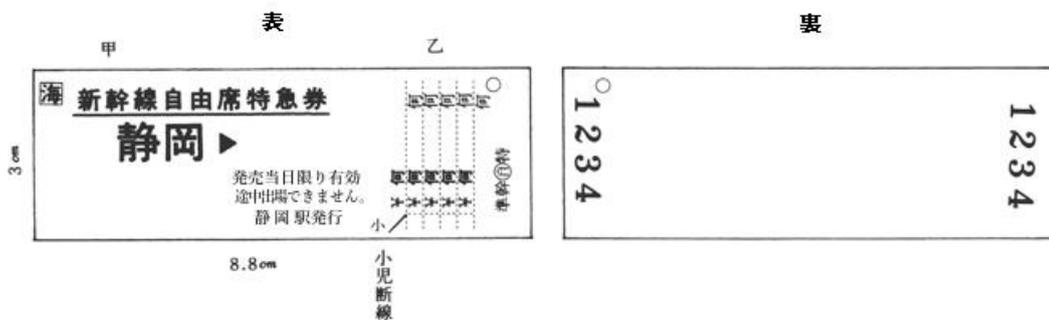
ロ 着駅名表示式

(イ) 一般用



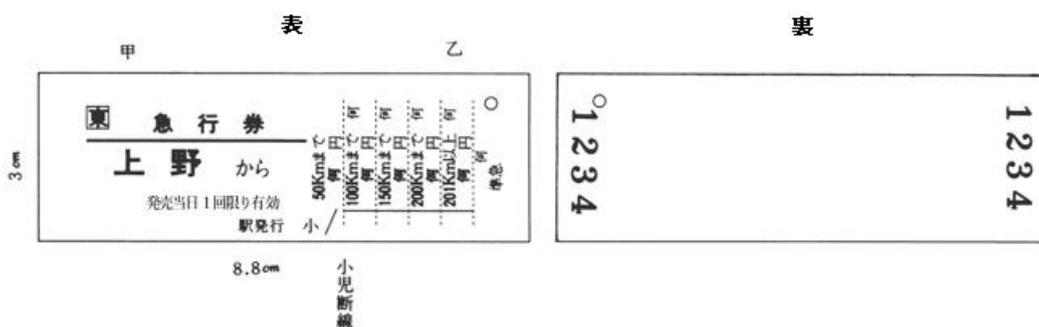
備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。

(ロ) 新幹線用



備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。

(4) 普通急行券大人小児用



備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。

(車内急行券の様式)

第213条 車内急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式

イ 指定席特急券大人小児用

表

	冊No.001	No0001		
ひたち号特急券				
(乗車駅・下車駅)	仙台・岩沼・相馬・原ノ			
	町・浪江・富岡・いわき・			
	湯本・泉・日立・常陸多			
	賀・水戸・土浦・上野			
8.8cm月.....日			
	号車.....番.....席			
	仙台車掌区乗務員発行			
	小児	何	円	
	小児	何	円	何
	大人	何	円	何
	大人	何	円	何
2.2cm	何			
	冊No.001		No0001	
	仙台車・特急			
1.5cm	×		×	
5cm (裏無地)				

備考 必要に応じ、列車名、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

ロ 自由席特急券大人小児用

表

	冊No001	No0001		
自由席特急券				
8.8cm	乗車駅	下車駅		
月.....日			
	この列車の自由席に1回限り有効です。			
	博多車掌区乗務員発行			
	小児	何	円	
	小児	何	円	何
	小児	何	円	何
	大人	何	円	何
	大人	何	円	何
	大人	何	円	何
2.2cm	何			
	冊No001		No0001	
	博多車・特急			
1.5cm	×		×	
5cm (裏無地)				

備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名をイの様式とする。

(2) 必要に応じ、特定特急券と共用のものとする。この場合、「自由席特急券」を

「自由席特急券」

「**特定特急券**」とする。

(3) 必要に応じ、ハの普通急行券と共用のものとする。この場合、「**自由席特急券**」を

「**自由席特急券**

急行券」とする。

(4) 乗車前に発売するものにあつては、「この列車の自由席に1回限り有効です。」を
「発売当日にご乗車される特別急行列車に1回限り有効です。」の例により印刷する。

ハ 普通急行券大人小児用

表

8.8cm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 四 冊 0194-01 </div> <p style="text-align: center;">急行券</p> <p style="text-align: center;">月 日</p> <p>高松・坂出・丸亀・多度津 観音寺・新居浜・今治 松山・八幡浜・宇和島 阿波池田・高知 須崎・窪川</p> <p>最下段のキロ程まで発売当日 にご乗車される普通急行列車 に1回限り有効です。</p> <p style="text-align: right;">高松車掌区乗務員発行</p> </div>	甲
	50kmまで 何円	
	100kmまで 何円 何	
	150kmまで 何円 何	
	200kmまで 何円 何	
	201km以上 何円 何	
2.2cm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">冊 0194-01</p> <p style="text-align: center;">高松車・急 何</p> </div>	乙
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">× ×</p> </div>	
1.5cm		
5 cm (裏無地)		

(2) 駅名固定式大人小児用

表

5.8cm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 四 冊No.001 No0001 </div> <p style="text-align: center;">急行券</p> <p style="text-align: center;">.....月.....日</p> <p style="text-align: center;">大阪から何kmまで</p> <p style="text-align: center;">(上り) (下り)</p> <p style="text-align: center;">この列車1回限り有効です。</p> <p style="text-align: right;">大阪車掌区乗務員発行</p> </div>	甲						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">小児</td> <td style="width: 30%;">何円</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>何円</td> <td>何</td> </tr> </table>	小児	何円		大人	何円	何	
	小児	何円						
	大人	何円	何					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">冊No.001 No0001</p> <p style="text-align: center;">大阪車・急</p> </div>	乙							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">× ×</p> </div>								
1.5cm								
5 cm (裏無地)								

第4節 特別車両券の様式

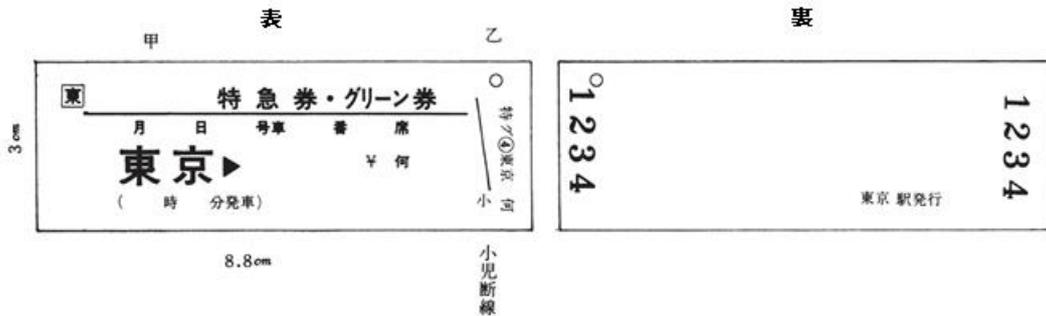
(常備特別車両券の様式)

第214条 常備特別車両券(第63条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 急行列車用(大人小児用)

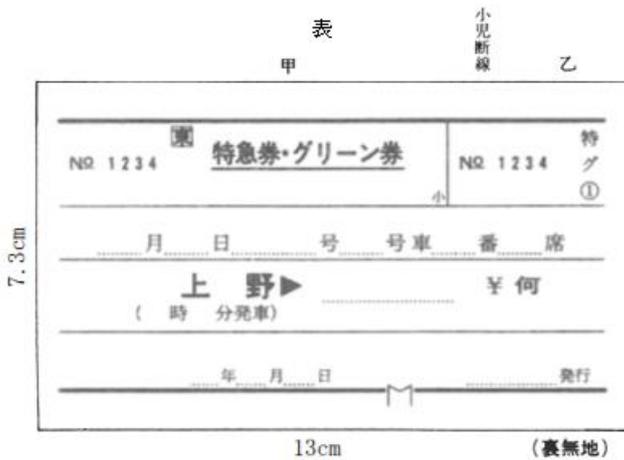
イ 指定席一般用

(イ) 硬券式



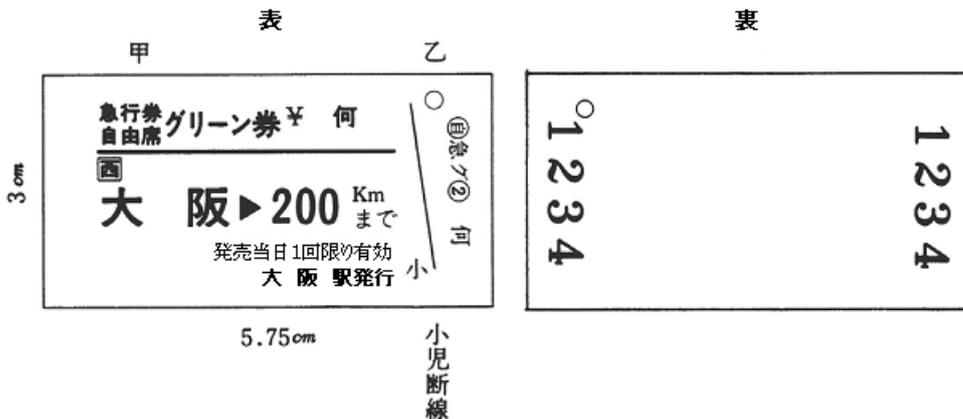
備考 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

(ロ) 軟券式



備考 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

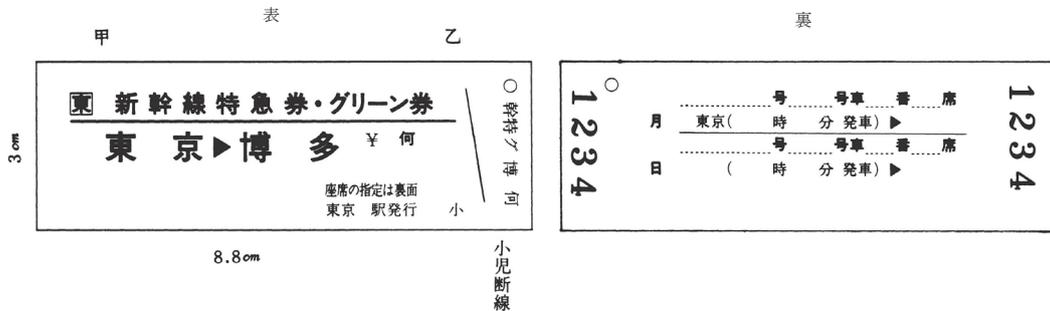
ロ 自由席一般用



- 備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。
 (2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

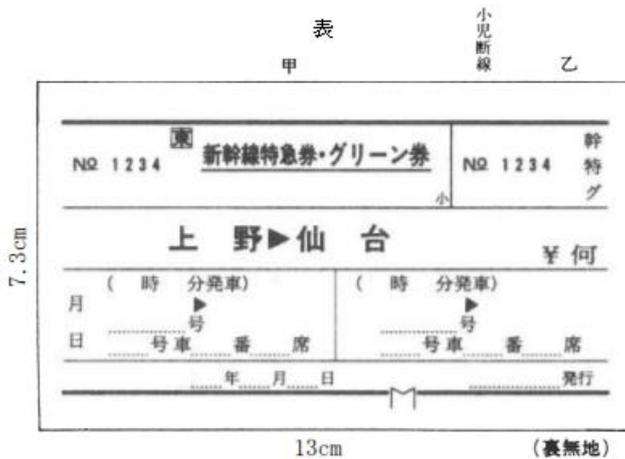
ハ 新幹線用

(イ) 硬券式



- 備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。
 (2) 必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

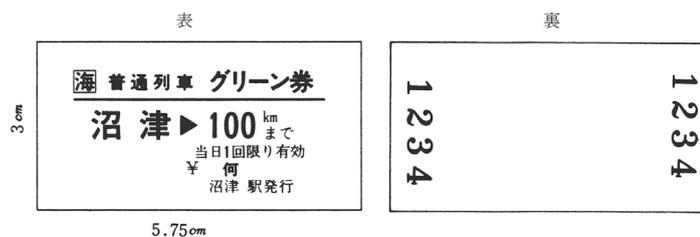
(ロ) 軟券式



- 備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。
 (2) 必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

(2) 普通列車用

イ 一般式



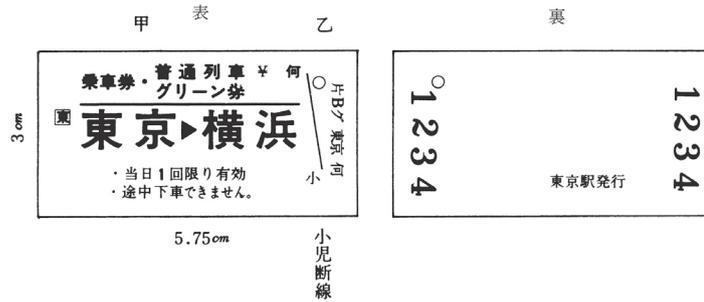
- 備考 必要に応じ、前号口の備考を準用する。

ロ 乗車券類発売機用



備考 必要に応じ、前号ロの備考を準用する。

ハ 駅名表示式 (大人小児用)



備考 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

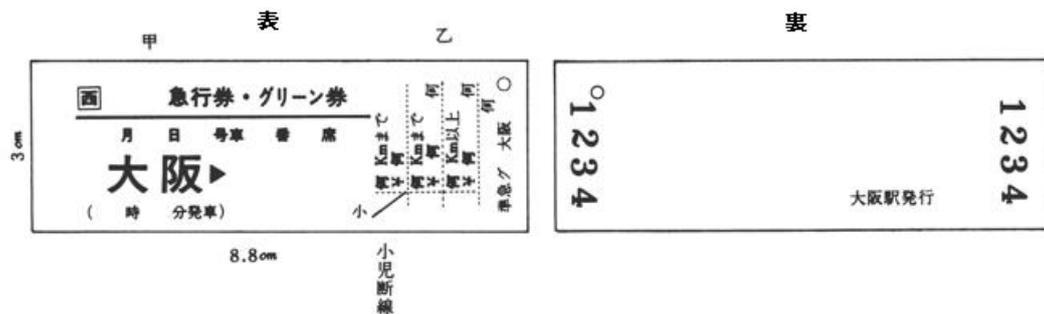
(準常備特別車両券の様式)

第 215 条 準常備特別車両券 (第 63 条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

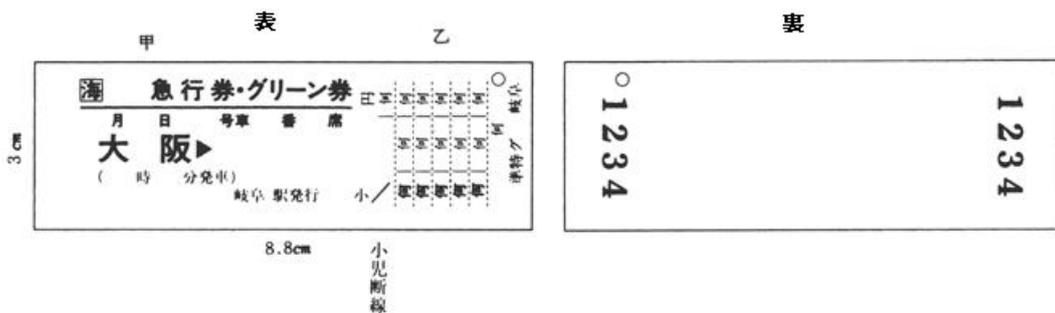
(1) 急行列車用 (大人小児用)

イ 指定席一般用

(イ) 営業キロ別料金準常備

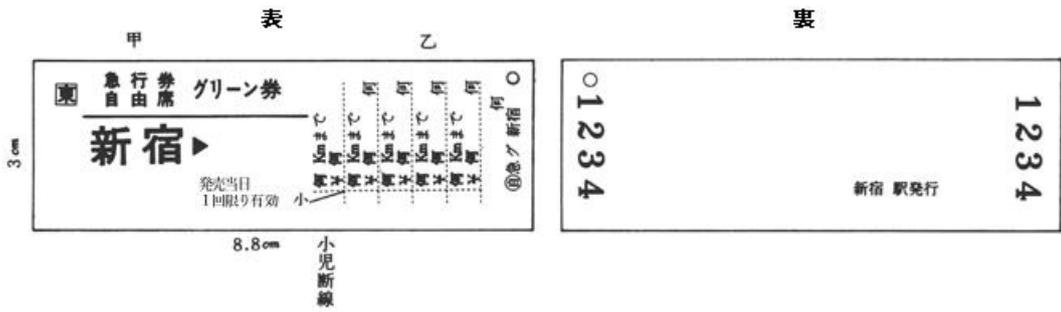


(ロ) 発駅名固定着駅準常備



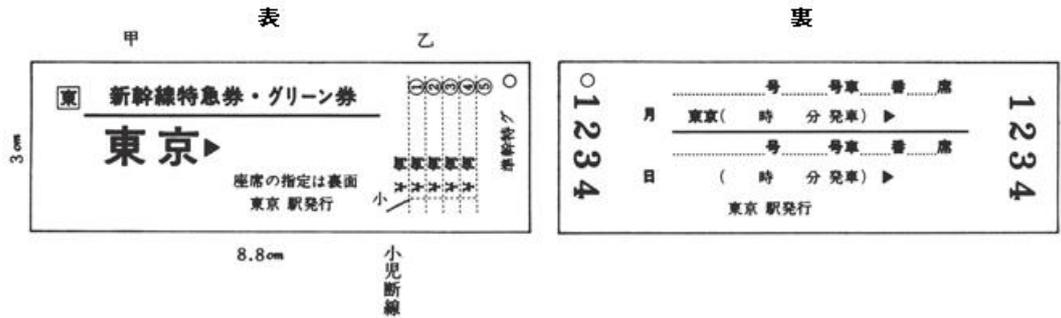
備考 第 211 条第 1 号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

ロ 自由席一般用



備考 必要に応じ、イの(ロ)を準用する。

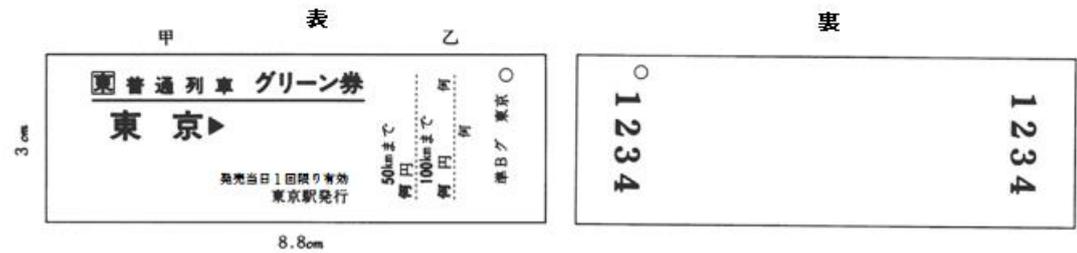
ハ 新幹線用



備考 (1) 前条第1号ハの備考は、この特別車両券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、イの(ロ)を準用する。

(2) 普通列車用



備考 必要に応じ、前号イの(ロ)を準用する。

(車内特別車両券の様式)

第216条 車内特別車両券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 急行列車用

イ 指定席用

表

8.8cm	海 冊 № 1234 № 092	
	号グリーン券	
2.2cm	(乗車駅・下車駅) 東 京・新横浜・小田原・熱 海 三 島・新富士・静 岡・掛 川 浜 松・豊 橋・三河安城・名古屋 岐阜羽島・米 原・京 都・新大阪	
月.....日号車.....番.....席 東京車掌所乗務員発行	
1.5cm	¥ 何 円	
	¥ 何 円	何
	¥ 何 円	何
	¥ 何 円	何
何		乙
冊 № 1234 № 092		
Ⓢ東京車・特グ		
× ×		
5 cm (裏無地)		

甲

乙

備考 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

ロ 自由席用

表

8.8cm	東 冊 № 1234 № 092	
	急行グリーン券(自由席)	
2.2cm	(乗車駅・下車駅) 東 京・品 川・川 崎・横 浜 大 船・藤 沢・平 塚・国府津 小田原・湯河原・熱 海	
月.....日 最下段の営業キロまでこの列車のグリーン車(自由席)に1回限り有効です。 東京車掌区乗務員発行	
1.5cm	何 Kmまで ¥ 何 円	
	何 Kmまで ¥ 何 円	何
	何 Kmまで ¥ 何 円	何
	何 Km以上 ¥ 何 円	何
何		乙
冊 № 1234 № 092		
東京車・急グ		
× ×		
5 cm (裏無地)		

甲

乙

備考 第 213 条第 1 号ハの備考は、この車内特別車両券の場合に準用する。

(2) 普通列車駅名入鈔式

表

東 冊 № 01		№ 01	
普通列車用グリーン券			
駅から まで	駅から まで	金 額 (円)	月
東京	北鎌倉	何	1 5 9
新橋	鎌倉	何	2 6 10
品川	逗子	何	3 7 11
川崎	東逗子	何	4 8 12
横浜	田浦	何	日
保土ヶ谷	横須賀	何	1 11 21
戸塚	衣笠	何	2 12 22
大船	久里浜	何	3 13 23
			4 14 24
			5 15 25
			6 16 26
			7 17 27
			8 18 28
			9 19 29
			10 20 30
			31

この列車のグリーン車
に1回限り有効です。

品川車掌区乗務員発行

× ×

5 cm (裏無地)

第5節 寝台券の様式

(常備寝台券の様式)

第217条 常備寝台券(第63条の規定により発売する急行・寝台券を含む。)の様式は、次のとおりとする。

大人小児用

表

甲	乙																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">東</td> <td style="text-align: center;">特急券・A寝台券</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 号車 番 段</td> <td style="text-align: center;">何</td> <td style="text-align: center;">特①A 東京</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京▶</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">小児断線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(時 分発車)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	東	特急券・A寝台券	○	月 日 号車 番 段	何	特①A 東京	東京▶	×	小児断線	(時 分発車)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">1234</td> <td style="text-align: center;">東京 駅発行</td> <td style="text-align: center;">1234</td> </tr> </table>	○	1234	東京 駅発行	1234
東	特急券・A寝台券	○															
月 日 号車 番 段	何	特①A 東京															
東京▶	×	小児断線															
(時 分発車)																	
○	1234	東京 駅発行	1234														

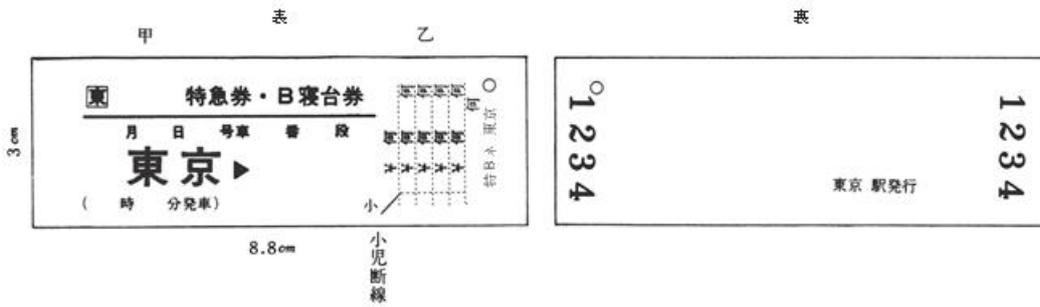
8.8cm

- 備考 (1) 第211条第1号イの(i)の備考は、この寝台券の場合に準用する。
 (2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

(準常備寝台券の様式)

第218条 準常備寝台券(第63条の規定により発売する急行・寝台券を含む。)の様式は、次のとおりとする。

大人小児用



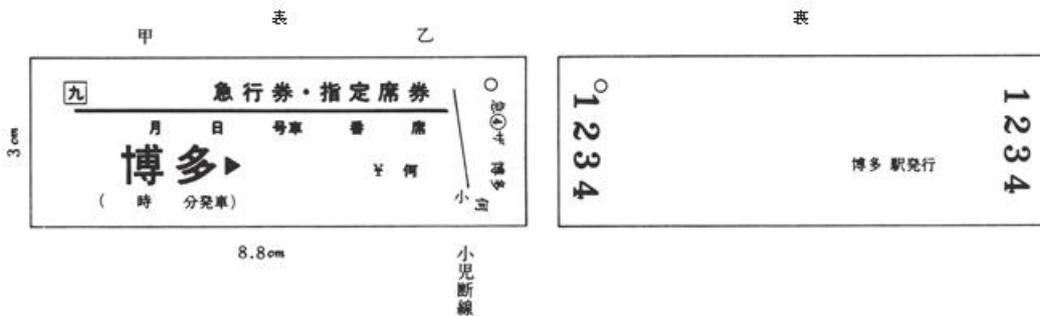
- 備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この寝台券の場合に準用する。
 (2) 必要に応じ、前条第1号の備考第2号を準用する。

第6節 座席指定券の様式

(常備座席指定券の様式)

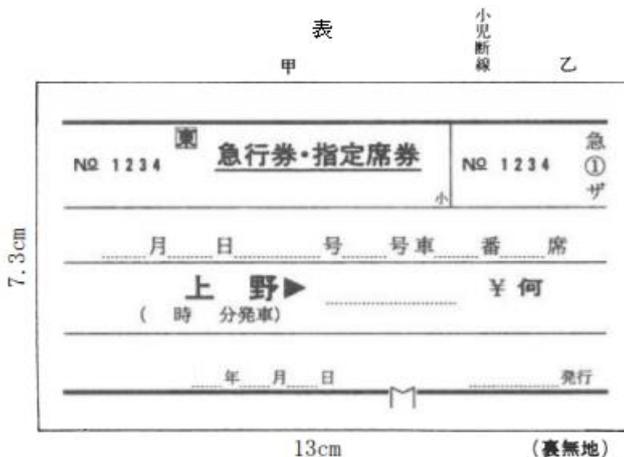
第219条 常備座席指定券(第63条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般式急行列車用(大人小児用)
 イ 硬券式

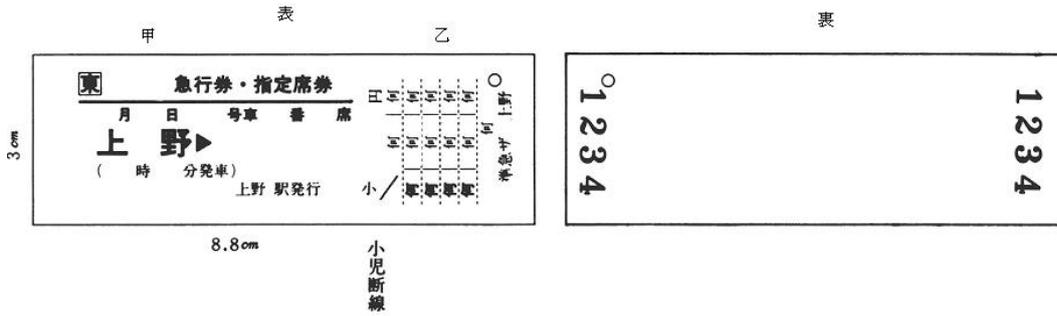


- 備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。
 (2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

- ロ 軟券式



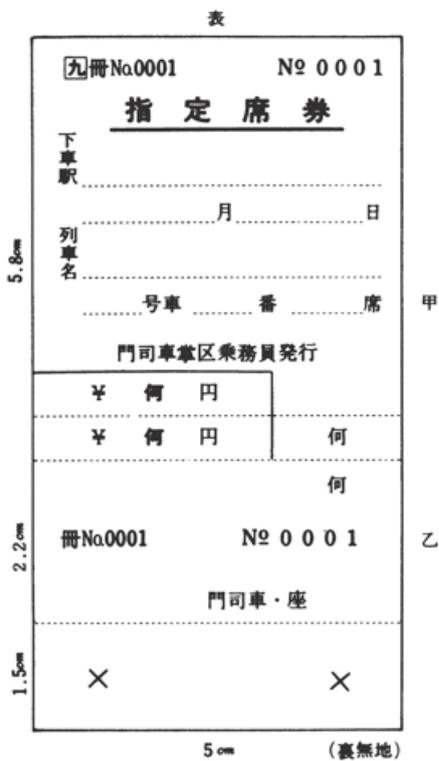
- 備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。
 (2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。



備考 第 211 条第 1 号イの(イ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(車内座席指定券の様式)

第 221 条 車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。



備考 (1) 必要に応じ、下車駅欄を設けなくて列車名の上部に「(上り) (下り)」と印刷し、また、乗車駅欄を設ける。

(2) 必要に応じ、料金別に専用のものとする。

第 7 節 特殊乗車券類の様式

(クーポン乗車券類の様式)

第 222 条 普通乗車券は、次の様式のものとする。

表

7.3cm	東 普通乗車券 ORDINARY TICKET	
	東京都区内 → 下関 TOKYO CITY ZONE → SHIMONOSEKI	
	經由 (東海・山陽) Via (Tōkaido & Sanyō Line)	
	発売日共 Good for	7日間有効 days ¥ 何 円
	発行日 Date of issue	No. 0111
	発行 Issued by	発行小 M
1.0cm	12.0cm	小児断線

裏

東京都区内の東日本旅客鉄道会社線各駅から乗車できますが、これらの各駅では途中下車はできません

Available from any station within Tokyo City Zone, but no stopover allowed within the zone.

2 急行券、特別車両券、寝台券及び座席指定券は、前項に規定する様式を準用することがある。

(特殊共通券の様式)

第 222 条の 2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急行券、特別車両券(急行・特別車両券(A)を含む。)、寝台券(急行・寝台券を含む。)、座席指定券(急行・座席指定券を含む。))又は別に定める乗車券類として発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 常備式

イ 定期乗車券用

表

5.75 cm	通勤1箇月	東	№12345
	東京 ↔ 横浜		
	經由 田町・川崎・新川崎	4月1日から	
	2018. 4. 30 まで		
	何円	男女	
	2018.-4.-1	様 才	東京駅発行1
	8.5 cm	(裏無地)	

ロ イ以外の乗車券類用

表



(2) 記入式

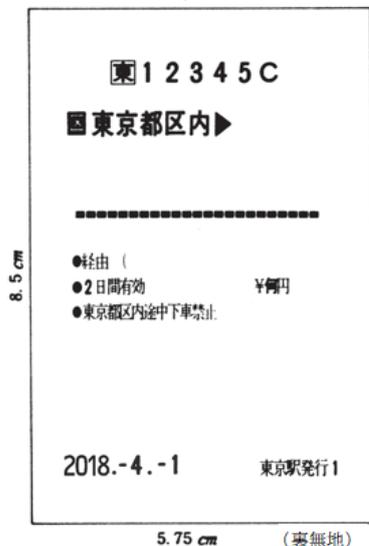
イ 定期乗車券用

表



ロ イ以外の乗車券類用

表



備考 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に表示する。

(特殊指定共通券の様式)

第223条 特殊指定共通券は、普通乗車券、普通回数乗車券(第4種に限る。)、定期乗車券(第6種に限る。)、団体乗車券(第2種及び第5種に限る。)、指定券(急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。)、自由席特急券、特定特急券、普通急行券若しくは別に定める乗車券類又は普通乗車券と指定券として発売するものとし、その様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1種

表

○		○
○	No. 027-0034	○
○	乗車券有効期間 記事	○
○	間	○
○	▼	○
○	額 収 額 内 訳	○
○	発行	○

6.7cm

13.9cm

裏

(ご 案 内)

○	(1) 「特急券」、「グリーン券」、「寝台券」、「指定席券」、「バス指定券」、「シユクハク券」等と表示されている場合は、それぞれ指定された列車、バス又は宿泊施設に限り有効です。	○
○	(2) 「指定券」と表示されているときは、特急券と同時にご使用ください。また、「指定券(G)」と表示されているときはグリーン車用です。特急券・グリーン券と同時にご使用ください。	○
○	(3) 乗車区間の営業キロが100km以内の場合及び大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の乗車券は、途中駅で下車したときは、前途無効です。	○
○	(4) 東京都区内、東京山手線内又は市内制度が適用されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車した場合は、前途は無効となります。	○
○	(5) 「立席特急券」では、着席できません。	○
○	(6) 列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどきできません。	○
○	(7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。	○

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に、普通乗車券の場合は「乗車券」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「(小)」と表示する。
- (2) 乗車区間又は有効区間は、第2行目の左方に、かたかなによつて表示する。
- (3) 指定券の場合の指定内容は、第2行目の右方に表示する。
- (4) 記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(2) 第2種

表

6.7cm	No. 016-0254
	大人 小児 計(名) 備考
	有効期間
	領収額
	記 事
	発行

17.78cm

裏

(ご 案 内)	
(1) 「特急券」、「グリーン券」、「寝台券」、「指定席券」、「バス指定券」、「シュクハク券」等と表示されている場合は、それぞれ指定された列車、バス又は宿泊施設に限り有効です。	
(2) 「指定券」と表示されているときは、特急券と同時にご使用ください。また、「指定券(G)」と表示されているときはグリーン車用です。特急券・グリーン券と同時にご使用ください。	
(3) 乗車区間の営業キロが100km以内の場合及び大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の普通乗車券は、途中駅で下車したときは、前途無効です。	
(4) 東京都区内、東京山手線内又は市内制度が適用されているときは、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。	
(5) 「立席特急券」では、着席できません。	
(6) 「団体乗車券」と表示されている場合は、別紙の行程表又は席番表と同時にご使用ください。	
(7) 列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどきできません。	
(8) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。	

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、太わく内の第1行目の左欄に、普通乗車券の場合は「乗車券※※※」、団体乗車券の場合は「団体乗車券(B小口普通)」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。
- (2) 乗車区間又は有効区間は、太わく内の第2行目の左欄に、かたかなによつて「トウキヨウトクナイ→オオサカシナイ」又は「トウキヨウ→シンオオサカ」の例により表示する。
- (3) 有効期間は、当該欄に、「何月何日カラ何日間」の例により表示する。
- (4) 指定券の場合の指定内容は、太わく内の第3行目の左欄に、「何月何日ひかり何号何時何分発何号車何番何席」の例により表示する。
- (5) 団体乗車券の場合は、別表第2号の2に定める行程表又は席番表に必要事項を表示して添付する。
- (6) 備考欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(3) 第3種

表

6.7cm	乗車券		No. 027-0034	
			乗車券有効期間 記事	
			日間	
	月	日	号(便)	
	: 発		号車	番 席(段)
	額 収 額	内 駅		
¥	乗 車 料	発行		

13.9cm

裏

- (ご 案 内)
- (1) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」又は「シテイセキケン」と表示されている場合は、それぞれ指定された列車に限り有効です。
 - (2) 「シテイケン」と表示されているときは、特急券又は特急・グリーン券と同時にご使用ください。
 - (3) 乗車区間の営業キロが100km以内の場合及び大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の乗車券は、途中駅で下車したときは、前途無効です。
 - (4) 東京都区内、東京山手線内又は市内制度が適用されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車した場合は、前途は無効となります。
 - (5) 「リッセキトッキュウケン」では、着席できません。
 - (6) 列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどしできません。
 - (7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。

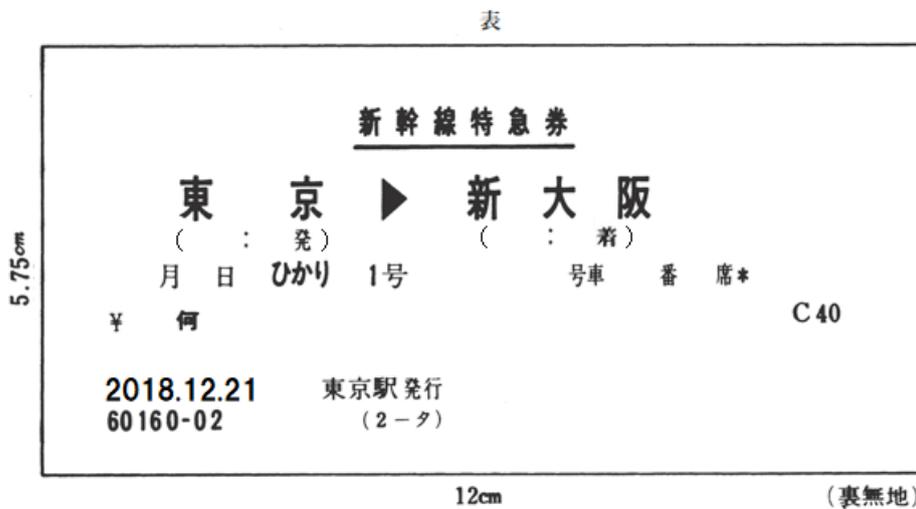
- 備考
- (1) 乗車券類の種類は、第1行目に、指定席特急券の場合は「トツキユウケン」の例により、かたかなによつて表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「ーコードモー」と表示する。
 - (2) 乗車区間又は有効区間は、第2行目の左方に、かたかなによつて表示する。
 - (3) 指定券の指定内容は、第2行目の右方に表示する。
 - (4) 普通乗車券と他の乗車券類とを1葉で発行した場合は、第1行目の左方に「0」を付して、「0トツキユウケン」の例により表示する。
 - (5) 記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(4) 第4種



- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に普通乗車券の場合は「乗車券」、普通急行券の場合は「急行券」の例により表示する。
- (2) 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。

(5) 第5種



- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。
- (2) 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。

(6) 第6種

表



- 備考 (1) 定期乗車券の種類は、第1行目に通勤定期乗車券の場合は「通勤定期」の例により表示する。
- (2) 小児用の定期乗車券に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税等の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。

第8節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第224条 特別補充券は、この章の第1節から第7節までに規定する乗車券類として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般用
 - イ 駅用（出札補充券、改札補充券及び料金専用補充券）
 - ロ 車内用（車内補充券）
- (2) 特殊区間用
- (3) 乗車変更専用

(一般用特別補充券の様式)

第225条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 出札補充券及び改札補充券

表

12.5cm	×	事 由	1 乗	2 区	東 甲	冊 1234-01	領 取 額 Amount Received						
	×	原 券			種別	号	千	百	十	円	ヨ	キ	円
	×	経由											
	取受又は変更区間												
	経由												
	1 2 3												
	4 5 6												
	人員 Adult 小児 Child 学割												
	×	再掲 連社1 連社2											
	×	記事											
発売額計 円													
年 月 日 発行													
(入鉄・途中下車印)													
1.3cm 8.2cm													

裏

(ご案内)

(1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁堀駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含みます。）、名古屋市、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含みます。）、神戸市内（道場駅を除きます。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含みます。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除きます。）又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。

(2) 乗車区間の営業キロが100キロメートルを以内の区間の乗車券並びに東京、大阪、福岡、新潟及び仙台近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途無効です。

(3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いで乗車できます。

備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅(出)発行」を「東京駅(改)発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によつて表示する。

(2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

(2) 料金専用補充券

表

8 cm	×	事 由	1 幹	2 幹	3 幹	4 特	5 特	6 特	7 特	11 急	12 A	13 A	14 B	15 A	16 B	17 コ	19 の	九 甲	冊 1234-01									
	×	領 取 額												千	百	十	円	ヨ	キ	円								
	×	乗車区間												人	大人	人	日間有効											
	指定 1												乗車駅				時 分				号							
	指定 2												乗車駅				時 分				号							
	経由コード												再掲				事由											
	接統												記事				再掲											
	年 月 日												駅発行				再掲											
	1cm												14cm												(裏無地)			

(3) 車内補充券

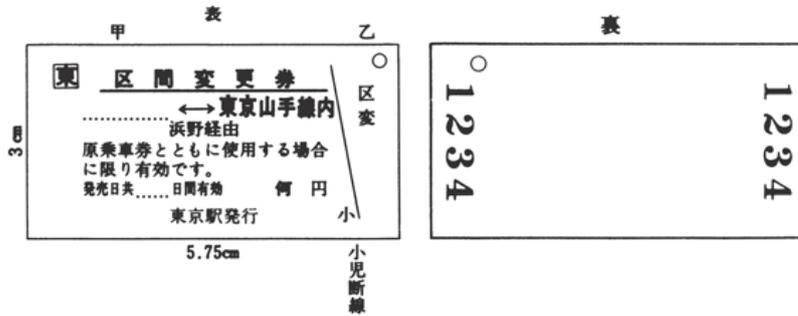
(乗車変更専用特別補充券の様式)

第227条 乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

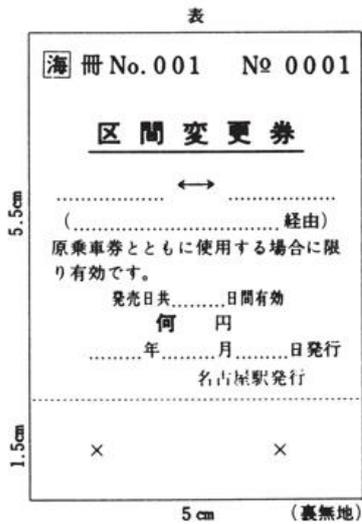
(1) 区間変更用

イ 乗車券用

(イ) 硬券式大人小児用



(ロ) 軟券式大人用・小児用



備考 必要に応じ、一部様式を変更することがある。

ロ 急行券用

大人小児用

表

九	冊No.001	№0001
区間変更特急券		
→		
月 日		
列車名		
号車 番 席		
原特急券とともに使用する 場合に限って有効です。		
門司車掌区乗務員発行		
小児	何 円	
小児	何 円	何
大人	何 円	何
大人	何 円	何
何		
冊No.001	№0001	
門司車・区変特		
×	×	

5 cm (裏無地)

(2) 種類変更用
大人小児用

表

西	冊No.001	№0001
種類変更特急券		
→		
月 日		
列車名		
原急行券とともに使用する 場合に限って有効です。		
広島車掌区乗務員発行		
小児	何 円	
小児	何 円	何
大人	何 円	何
大人	何 円	何
大人	何 円	何
何		
冊No.001	№0001	
広島車・急変特		
×	×	

5 cm (裏無地)